



®

令和2年 1月17日(金)
(2020年)

No. 15092 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9(本挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第17回 北京市高級人民法院
による「商標の権利付与・権利確定の行政事件審理指南」(下) (1)

☆特許庁人事異動…………… (12)

☆知的財産研修会《令和元年特許法改正》(特許訴訟に
おける証拠収集手続きおよび営業秘密保護) …… (15)

中国知財の最新動向 第17回

北京市高級人民法院による「商標の権利 付与・権利確定の行政事件審理指南」(下)

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

<前回 (No.15053、令和元年(2019年)11月15日)
からの続き>

G. 商標法16条(地理的表示)

商標法16条によると、「商標中に商品の地理的
表示があり、当該商品が当該表示に示された地域
を産地とするものでなく、公衆を誤導する場合」

は、商標登録を受けることはできず、且つ使用を
禁止される。ここにいう「地理的表示」とは、あ
る商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の
品質、信用・名誉又はその他の特徴が主に当該地
域の自然的要素又は人文的要素によって決定され
ていることを表す表示をいう。

鎌田特許事務所

所長 弁理士 鎌田 直也

〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目18番12号
TEL.(06)6631-0021 FAX.(06)6641-0024

